

# 告 示

## 埼玉県告示第六百九十一号

測量計画機関である埼玉県北本県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県北本県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点撤去移設）

### 三 作業地域

埼玉県北本市中丸一丁目地内

### 四 作業期間

令和五年四月一日から令和五年五月三十一日まで